

平成30年3月23日

平成30年
第1回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第1号

働き方改革関連法案の提出断念を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成30年3月23日

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 田中 陽介

働き方改革関連法案の提出断念を求める意見書（案）

政府が今国会に提出中の働き方改革関連法案は、裁量労働制の適用拡大であり、中身は「働き方改悪」との批判が世論の大多数であり、労働団体も野党6党も一致して反対し、過労死を考える家族の会も涙ながら人を死に追いやる危険な働き方の拡大はやめてほしい、と反対を訴えておられます。

安倍政権が岩盤規制改革の柱として、高度プロフェッショナル制度創設を、2014年6月に企業競争力強化につながると打ち出し、15年4月に労働基準法改正案を提出しましたが、「残業代ゼロ法案」などの世論の大きな批判から審議入りもできず17年9月の衆議院解散で一度廃案になった経緯があります。

しかし安倍政権は、裁量制拡大を求める大企業・財界に応じるが如く、でたらめなデータまで持ち出し裁量労働制の現実を無視して、過労死が更に増える法案は取り下げましたが、裁量労働制は仕事の進め方を「労働者の裁量にゆだねる」必要がある業務に限って、使用者が出退勤時間などで「具体的な指示をしない」などを要件に例外的な働き方として1987年に導入されました。

しかし違法・脱法行為が続き、みなし残業時間の2倍を超える残業もあり、大手機械メーカーでは34歳の男性社員が1日10~19時間の長時間労働でうつ病を発症し、99年1月に自殺しています。（02年に労災認定）

そもそも、今求められているのは働き方改悪ではなく、「働く人の命と権利、生活を守るために労働基準法の抜本改正」であり、残業は週15時間・月45時間・年間360時間までという大臣告示の法制化、終業から始業まで11時間は確保するインターバル規制です。

裁量労働制適用拡大は先送りせず断念し、裁量労働制と同根の高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）も提出断念を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月23日

野洲市議会議長 矢野 隆行

衆議院議長	大島 理森
参議院議長	伊達 忠一
内閣総理大臣	安倍 晋三
厚生労働大臣	加藤 勝信

宛

意見書第2号

子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成30年3月23日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書（案）

子どもの医療費の窓口負担は、就学前までは県の施策で無料となっています。しかし、就学後は3割負担になります。

子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるように、少子化対策のために減免措置を講じていますが、全国的に統一した医療費の減免が求められています。

また社会保険では、子どもの数が増えても保険料は変わりませんが、国民健康保険は、加入者の人数により賦課される均等割保険料により、子どもが多いほど、保険料が高くなる状況です。

子育て世代の経済的な負担を軽減するために、以下の事項の実現を求めます。

1：国の責任において、統一的な子どもの医療費助成制度を創設すること。

1. 国民健康保険制度における、子どもの均等割保険税(料) の負担軽減をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月23日

野洲市議会議長 矢野 隆行

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一

内閣総理大臣 安倍 晋三 宛

総務大臣 野田 聖子

厚生労働大臣 加藤 勝信

意見書第3号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成30年3月23日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）

米価が生産費を下回る水準に下落し、多くの稻作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生れています。また安い米の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ちいかない状況となっています。このような中に於いても政府は、農地を集積し、大規模農業で効率化を図ろうとしていますが、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。平成25年度までは、主要農産物（米・麦・大豆等）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する（農業者戸別所得保障制度）により多くの稻作農家の再生産と農村を支えていました。しかし平成26年度からは経営所得安定対策に替わり、米については10アールあたり7,500円の交付金へと引き下げられ、稻作農家の離農が加速し地域の疲弊は深刻です。

この上ことし平成30年度よりこの制度も廃止されてしまいます。これでは稻作農家の経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済はますます困難になってしまふことは明らかです。今こそ真に農業経営を下支えする政策の確立が急務であると考えます。食糧自給率引き上げ、生産費を補う農業者戸別所得保障制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月23日

野洲市議会議長 矢野 隆行

衆議院議長	大島 理森
参議院議長	伊達 忠一
内閣総理大臣	安倍 晋三
財務大臣	麻生 太郎
農林水産大臣	齋藤 健

意見書第4号

主要農産物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくる事を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成30年3月23日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 田中 陽介

主要農産物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律を つくる事を求める意見書（案）

種子法は、米、麦、大豆など主要作物の品種改良を国・都道府県の公的研究機関が行い良質で安価な種子を農民に安定的に供給してきた法制度です。野菜や花木については、歴史的に多くの篤農家に担われてきました。

一世代しか品種特性が維持されないハイブリッド技術が急速に普及するなどビジネスとして成り立つことから民間事業者の扱いが主流です。一方主要農産物はハイブリット化しにくく、種子の増殖率も低く基本食料という特性から、公的機関が種子法によって、原種・原種のほ場・生産管理、新品種の育成、種子の生産・流通・管理さらには優良（奨励）品種の指定を担ってきました。

これまで日本の食と農を支えてきた主要農産物種子法が2018年3月に廃止されることになっています。今まで、この種子法のもと米・麦・大豆などの主要農産物の種子の維持・発展のため施策が実施され、農家には安くて優良な種子が、消費者には美味しい米などが安定的に供給されてきました。

しかし種子法の廃止によって、米、麦などの種子価格の高騰、地域条件に適合した品種の維持・開発などの衰退が心配されて、長期的には世界の種子市場を支配していく懸念も指摘され、それらは日本の食の安全、食糧主権が脅かされることに生産者だけでなく消費者にとっても大きな問題である。兵庫県では種子を守るため条例を作られています。国におかれましても公共品種を守るために新しい法律が必要であることから地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月23日

野洲市議会議長 矢野 隆行

衆議院議長	大島 理森
参議院議長	伊達 忠一
内閣総理大臣	安倍 晋三
財務大臣	麻生 太郎
農林水産大臣	齋藤 健